

伊方地域の緊急時対応（概要版） ④ 予防避難エリアにおける避難・屋内退避の考え方

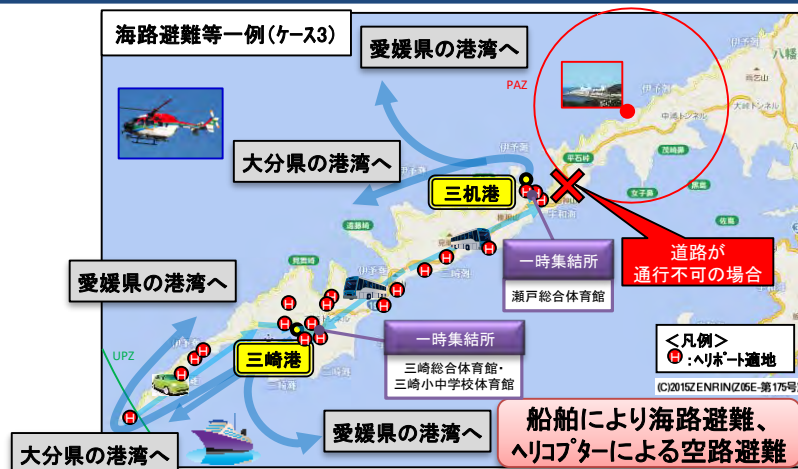
（ケース1）陸路避難を実施する場合

- 放射放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、**陸路による避難を実施**。
- 自家用車で避難ができる住民は、自家用車により避難経由所（松前公園）に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンアームを配備。



（ケース3）海路避難等を実施する場合

- 放射放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、**海路による避難を実施**。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる**空路避難を併用**。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンアームを配備。



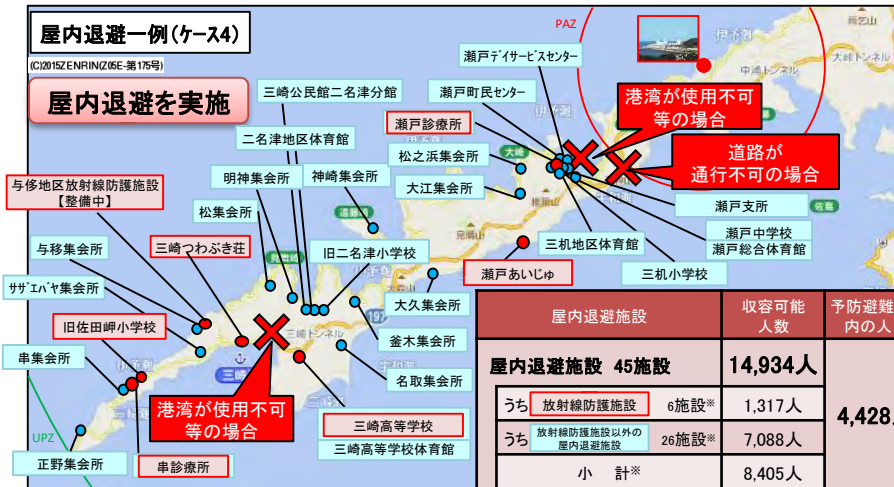
（ケース2）陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、**陸路と海路による避難を実施**。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる**空路避難を併用**。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンアームを配備。



（ケース4）屋内退避を実施する場合

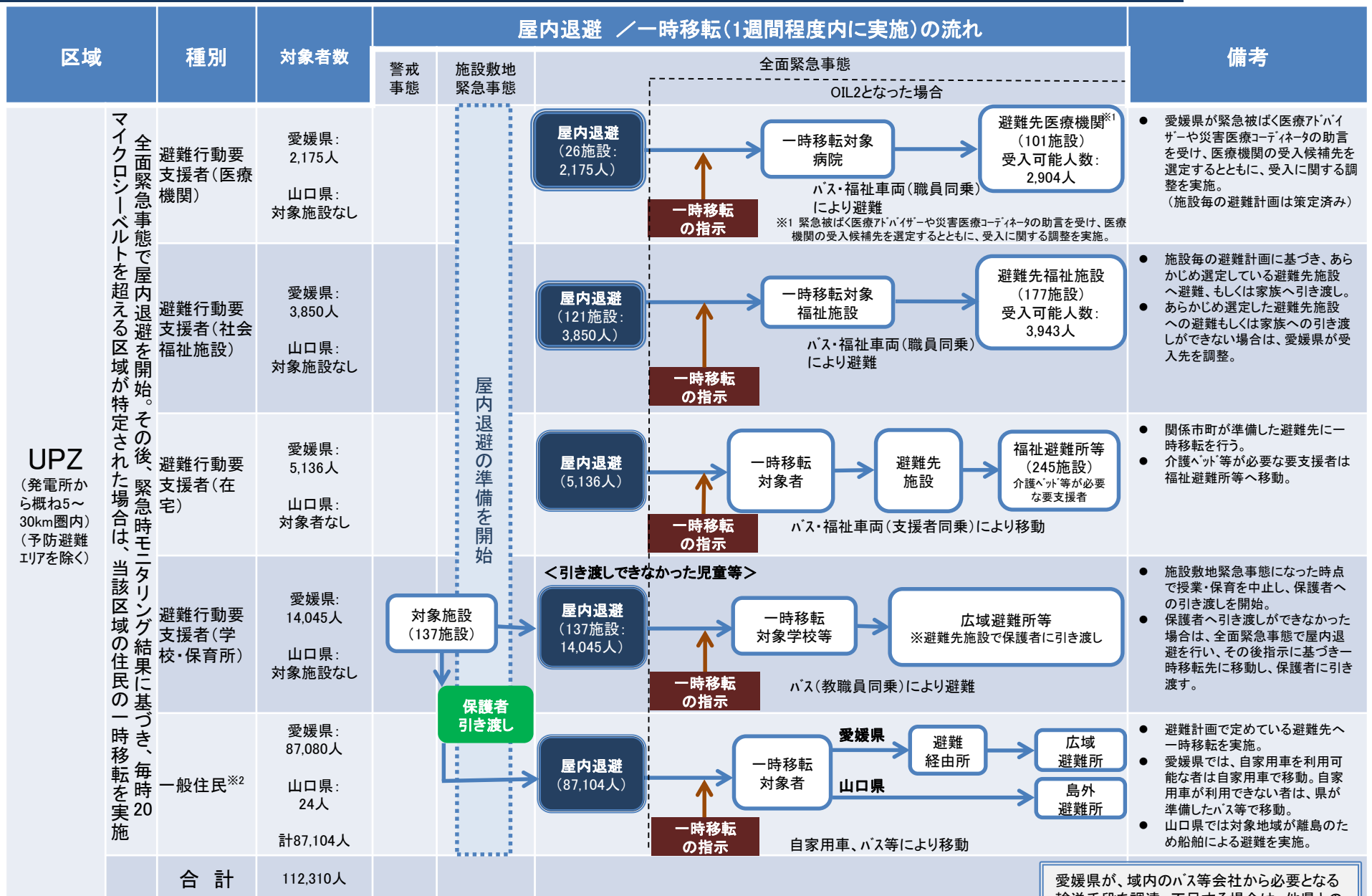
- 放射放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、**屋内退避を実施**。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が約4,500人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。



屋内退避施設	収容可能人数	予防避難エリア内の人口
屋内退避施設 45施設	14,934人	4,428人
うち 放射線防護施設 6施設*	1,317人	
うち 放射線防護施設以外の屋内退避施設 26施設*	7,088人	
小計*	8,405人	

*印は、津波の影響が少ない施設を選定した場合

伊方地域の緊急時対応（概要版） ⑤UPZ（予防避難エリアを除く）における屋内退避・一時移転の考え方



※2 一般住民の対象者数は、UPZ(予防避難エリアを除く)住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

※3 UPZ内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施。